

小児かかりつけ診療料について

当院では、当院を継続して受診され同意された患者さまに、小児科のかかりつけ医として次のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さまからの電話等による問い合わせに常時対応しています。
- 他の医療機関と連携し、必要に応じて紹介等を行います。

対象の患者さま：6歳未満のお子様で、登録までに4回以上のご受診が条件となります。

※6歳以上の方は制度対象外となりますが、今まで通り当院をかかりつけ医としてご受診していただけます。